

告示

埼玉県告示第千三百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク鶴ヶ丘店

埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前二百七十六番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 通学児童の安全対策について

届出書三十二ページ図四変更後配置図・平面図における、No.3出口（私道）に接道する市道二三〇号線が鶴ヶ島市立第二小学校通学路となっており、また届出書三十ページ図二周辺見取図における、市道二三〇号線鶴ヶ島第二小学校方面両端に住宅のある区間に関しては特に道幅が狭く車歩道の区分もないため、安全確保に対する適切な対応をしていただきたい。

(2) 県道の手押し信号交差点の交通について

届出書三十ページ図二周辺見取図における、市道二三〇号線及び県道川越越生線交差点（手押し信号）については、市道二三〇号線の県道川越越生線接道付近（蔵王飯店前辺り）は道幅が狭いため車両のすれ違いが出来ず、市道二三〇号線・県道川越越生線共に渋滞等が発生することが想定されるため、状況を見ながら適切な車両誘導を行うようにしていただきたい。

二 縦覧期間

令和二年十一月二十七日から令和二年十二月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター